

群馬県自動車ヤード条例



上州くん

が施行されます！



みやまちゃん

正式名称

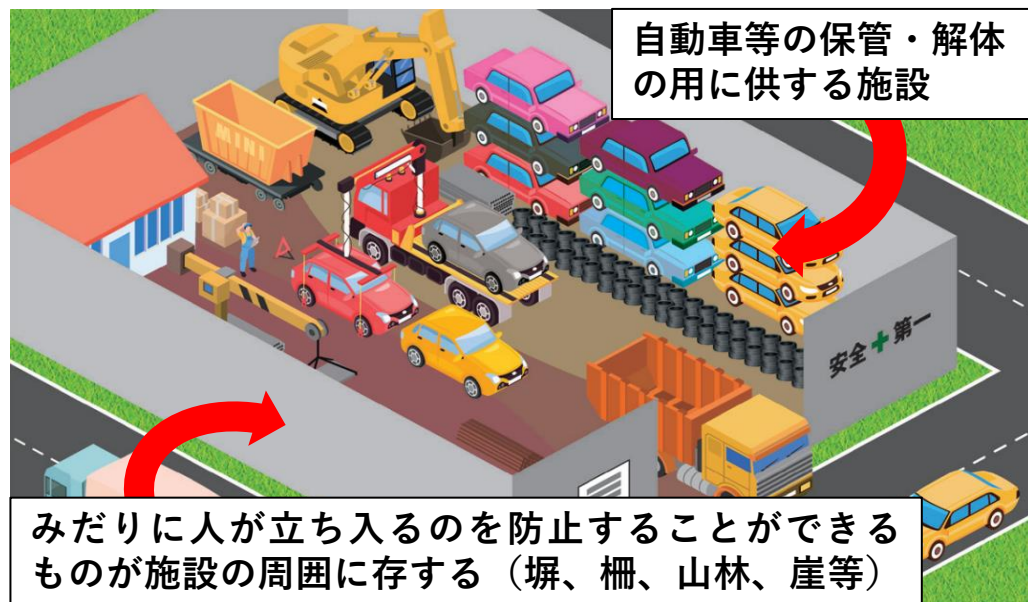
群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例

施行日

令和7年10月1日（水）

※ 一部の規定は令和7年7月1日（火）

条例におけるヤードの定義



自動車等の保管・解体の用に供する施設

自動車等の保管又は解体の用に供する施設のうち、塀、垣、柵、コンテナその他これらに類する工作物又は山林、崖等の自然の地物であって、みだりに人が立ち入るのを防止することができるものが施設の周囲に存するものをいいます。

みだりに人が立ち入るのを防止することができるものが施設の周囲に存する（塀、柵、山林、崖等）

条例の目的

ヤードにおける盗難自動車等の保管及び解体の状況に鑑み、県内のヤードにおける自動車等の適正な取扱いを確保するために必要な規制を行うことにより、自動車等の盗難の防止を図り、もって、県民の平穏な生活の確保に資することを目的としています。

裏面も確認してください。

条例の一部施行・事前の届出

令和7年7月1日から、開始届出の規定が一部施行されます。対象となる方は事前の届出を行ってください。

【事前届出期間】

令和7年7月1日～同年9月30日

【事前届出対象者】

- ① 一部施行の際にヤード内自動車等関連事業を行っている者
- ② 一部施行後にヤード内自動車等関連事業を行おうとする者

ヤードを経営される方へ

主な規制内容は下記のとおりです。**違反者には、罰則が科せられることがあります。**

規制内容	罰則
開始の届出	3月以下の拘禁刑 30万円以下の罰金
相手方の身分確認	3月以下の拘禁刑 30万円以下の罰金
盗難自動車等の申告	罰則なし
取引記録の作成・保存	3月以下の拘禁刑 30万円以下の罰金
従事者名簿の備付け	20万円以下の罰金
ヤードの視認性の確保	罰則なし
標識の掲示	10万円以下の罰金
立入検査の拒否・妨害等	30万円以下の罰金

道路運送車両法第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者及び市町村長の条例に基づく撤去自転車の保管については、条例の全部が除外されます。また、使用済自動車等の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に規定する関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者）及び古物商は、条例の一部が除外されます。

詳しくは、群馬県警察ホームページをご確認下さい。

土地や建物を所有される方へ

群馬県内に土地や建物をお持ちの方に対する責務規定は、下記のとおりです。

土地等の譲渡等をしようとする者の責務

土地等の所有者は、ヤード内において、譲渡や輸出等を目的として自動車等を保管又は解体を行おうとする者に対し、土地等※¹の譲渡等※²に係る契約をする前に、盗難自動車等を取り扱わないことを確認するよう努めなければなりません。

何人も、自己が譲渡等をしようとしている土地等において、盗難自動車ヤード内自動車等関連事業※³の用に供されることを知って、当該土地等の譲渡等をしてはなりません。

土地等の譲渡等をしようとする者は、当該土地等の契約において、ヤード内自動車等関連事業の目的で、盗難自動車を取り扱うことはできない等を定めるよう努めなければなりません。

※1 土地等とは土地又は建物をいいます。

※2 譲渡等とは、土地等の譲渡又は貸付けをいいます。

※3 ヤード内自動車等関連事業とは、ヤードにおいて行う自動車、原動機付自転車、自転車および自動車部品等の保管又は解体であって、譲渡、引渡し又は輸出を目的とするものをいいます。

規制内容の説明

開始の届出	ヤード内自動車等関連事業を行おうとする者は、あらかじめ公安委員会への届出をしなければならない。
相手方の身分確認	自動車等を受け取ろうとする場合には、相手方の氏名、住所等を確認しなければならない。
盗難自動車等の申告	自動車等を受け取ろうとする場合に、盗難自動車等の疑いがあると認められるときは、直ちに警察官に申告しなければならない。
取引記録の作成・保存	自動車等を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、取引年月日、自動車等の品目及び数量等を記録し、保存しなければならない。
従事者名簿の備付け	ヤードごとに、従事者名簿を備え付けなければならない。
ヤードの視認性の確保	ヤードの内部を外部から見通すことができる構造とするよう努めなければならない。
標識の掲示	条例に基づく届出をした者は、届出をしたことを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
立入検査等	警察職員は、必要な限度において、ヤードに対し立入検査をすることができる。

届出先

条例に関する届出先は、ヤードの所在地を管轄する警察署となります。

ヤードの所在地が2つの警察署の管轄区域に重なる場合は、いずれか1つの警察署に届出をすることになります。

条例に関する詳細・問い合わせ先

条例に関する詳細な事項は、群馬県警察のホームページをご確認ください。左記の二次元コードから群馬県警察ホームページを確認することができます。

【条例に関するお問い合わせ先】



群馬県警察本部生活安全部
生活安全企画課

TEL 027-243-0110（代表）

二次元コード

